

平成30年度

福祉のしおり



目 次

第1章 共 済

日本歯科医師会福祉共済保険制度	1
福島県歯科医師会共済制度	1～2
東北地区歯科医師会連合会福祉共済制度（みちのく共済）.....	1

第2章 年 金

日本歯科医師会年金保険制度	4
歯科医師国民年金基金制度	5～8

第3章 保 険

各種保険について.....	9
所得補償保険	10～12
団体傷害保険	13～15
団体疾病医療保険・団体がん保険.....	16～17
歯科医師賠償責任保険	18～19
個人情報漏えい保険	20～21
福島県歯科医師会グループ保険	22～23
東北歯連共済会グループ保険	24～26
東北歯連ファミリー共済保険	24、27
小規模企業共済制度	28～29
従業員退職金共済制度	30

リスクチェックシート

第1章 共 済

日本歯科医師会福祉共済保険制度

福島県歯科医師会共済制度

東北地区歯科医師会連合会福祉共済制度（みちのく共済）

- 会員の死亡・障害・災害・傷病等に関して必要な共済金の給付を行い、会員の福祉共済を図ることを目的とした制度です。

項 目	福島県歯科医師会共済制度		東北地区歯科医師会連合会福祉共済制度 (みちのく共済)			シニア共済 (80歳以上の会員及び80歳未満で体況上の事由で福祉共済に加入できない会員)		日本歯科医師会福祉共済保険制度		
	負担金	月額	福祉共済 (80歳未満の会員)							
負担金	月額	2,000円	2,000円			80歳以上は免除、 80歳未満 2,000円		8,500円		
	納付期限	99歳11ヵ月まで	80歳まで			80歳未満は80歳まで		35年以上加入かつ満80歳以上に達した年度まで		
加入金	なし		なし			なし		なし		
死亡弔慰金	75歳未満	上限70万円	共済加入	1年以上	1年未満	80歳以上の 会員	50万円	45歳未満	1,000万円	
	75～79歳	上限40万円	40歳未満	800万円	200万円			45～59歳	800万円	
	80～99歳	上限20万円	40歳～49歳	500万円		80歳未満の 会員	福祉共済の 給付額に 同じ	60～79歳	600万円	
			50歳～59歳	400万円				80歳以上	300万円	
	葬祭関係費用の実費を給付		60歳～75歳	300万円						
		76歳以上	50万円							
配偶者	なし		なし			なし		なし		
障害見舞金	75歳未満	70万円	共済加入	1年以上	1年未満	80歳以上の 会員	50万円	規則第8条第4号による支払要件を満たした上、行政における歯科医籍登録抹消申請受理日の年齢	45歳未満	1,000万円
	75～79歳	40万円	40歳未満	800万円	200万円			80歳未満の 会員	福祉共済の 給付額に 同じ	45～59歳
	80～99歳	20万円	40歳～49歳	500万円		支払要件に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により障害一級、二級、三級に認定され歯科医師免許を返納した場合を追加。	60～79歳			600万円
			50歳～59歳	400万円			80歳以上			300万円
	高度障害の場合		60歳～75歳	300万円						
		76歳以上	50万円							
火災見舞金	なし		なし			なし		全焼 800万円		
災害見舞金	なし		なし			なし		全壊・流失 800万円		
傷病見舞金	傷病による入院給付		なし			なし		なし		
	75歳未満	1万円								
	75～79歳	4,000円								
	80～99歳	2,000円								
ただし、免責日数を7日、1入院支払限度日数を60日とし、通算の支払限度日数は無制限とする。										
先進医療	先進医療・臓器移植術を受けた場合に先進医療の技術料・臓器移植に要する費用を500万円を限度に実額で給付		なし			なし		なし		
退会金	なし		なし			なし		なし		
高齢者前払	なし		なし			なし		なし		
立替貸付	なし		病気・高齢、その他の理由により負担金の納付が困難な場合			病気・高齢、その他の理由により負担金の納付が困難な場合		なし		
共済発足年度	平成25年4月1日		平成4年4月1日			平成20年4月1日		平成25年4月1日		
未納に関する規則	60日以上未納により資格停止		12ヵ月分未納により権利放棄(180日以内に納付した場合に権利回復)			12ヵ月分未納により権利放棄(180日以内に納付した場合に権利回復)		保険料振込猶予期間 11ヵ月(36ヵ月以内に納付した場合に権利回復)		

福島県歯科医師会共済制度特約

がん外来治療・三大疾病診断・通院の3つの補償

■加入資格 本会会員（加入年齢は下表参照）

■加入 随時受付

■特約内容

	補償内容	保険金額
がん外来治療補償 ※新規加入：満79歳まで ※継続加入：満99歳まで	がんと診断確定され外来治療を開始した場合、 通院日数に応じ保険金をお支払いします。	～74歳 日額 7,000円 75歳～79歳 日額 2,800円 80歳～99歳 日額 1,400円 支払限度日数 90日
三大疾病診断補償 ※新規加入：満70歳まで ※継続加入：満99歳まで	がんと診断確定されたり、急性心筋こうそく、 脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として 入院を開始した場合に保険金をお支払いします。	100万円
通院補償 (疾病の場合は退院後の通院) ※新規加入：満70歳まで ※継続加入：満99歳まで	【病気】 継続して7日を超えた入院の退院後の通院 に対し90日までお支払いします。 【ケガ】 1日の通院からでもお支払いします。 (90日限度)	疾病退院後通院・傷害通院 それぞれ ～74歳 10,000円 75歳～79歳 4,000円 80歳～99歳 2,000円

■特約保険料

(保険期間：1年間、団体割引：30%、月払)

満年齢	月払保険料			
	がん外来	三大疾病	退院後通院 (疾病)	通院 (傷害)
30～34歳	40円	150円	100円	1,650円
35～39歳	50円	260円	150円	
40～44歳	100円	450円	190円	
45～49歳	140円	730円	200円	
50～54歳	220円	1,080円	290円	
55～59歳	320円	1,640円	540円	
60～64歳	530円	2,380円	740円	
65～69歳	680円	3,260円	1,030円	660円
70～74歳	850円	4,680円	1,320円	
75～79歳	430円	6,080円	740円	
80～84歳	280円	7,380円	530円	
85～89歳	340円	9,110円	710円	
90～94歳	340円	10,590円	1,320円	
95～99歳	340円	10,590円	1,320円	

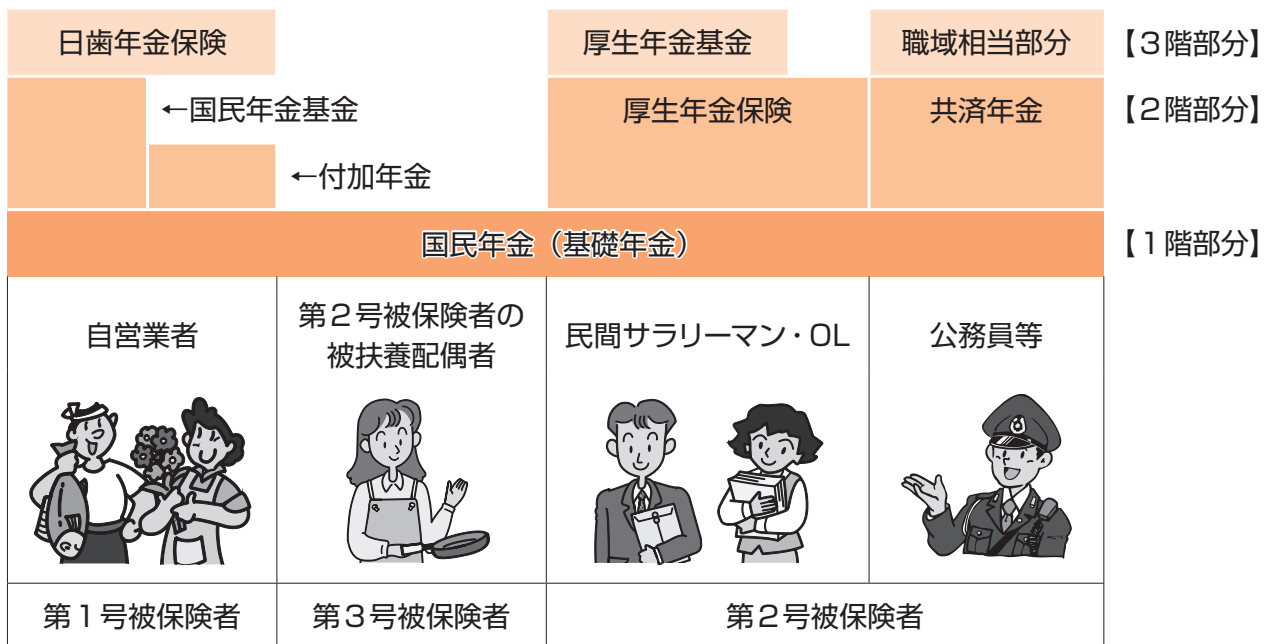
第2章 年金

公的年金は国が加入を義務づけている年金制度です。老齢、障害、または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを防止する目的で運営されています。なかでも老齢年金は老後の所得保障の柱として、老後の生活を支える役割を担っています。

公的年金制度は大きく分けて、国民年金・厚生年金・共済年金の3種類になります。職業により加入する制度が異なります。

1. 国民年金	日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度で、基礎年金と呼ばれるあらゆる人に共通の年金
2. 厚生年金	会社員やOLなど、民間会社で働いている人が加入している制度
3. 共済年金	国家公務員・地方公務員・私立学校教職員が加入している制度

2階建てプラスアルファの公的年金のしくみ



国民年金や厚生年金の**公的年金**に対して、民間保険会社などで販売している年金タイプの金融商品を**個人年金**と呼びます。個人年金は、上の図の3階、4階部分にあたり、老後の生活費の不足を補う手段としては、おすすめの金融商品といえます。

若い頃から毎月少しずつでも積み立てておき、65歳から終身で受け取れるような掛け方が理想です。最近では、いわゆる「団塊の世代」の退職金を対象とした「一時払いタイプの個人年金」が充実してきているようです。

日本歯科医師会年金保険制度

日歯会員が豊かな老後を過ごしていただけるように設計された
独自の年金保険制度

- 加入資格 満55歳未満の日本歯科医師会会員
- 加入・増口 毎月1日（随時加入）
- 掛金 月額1万円～10万円（1万円単位）
- 払込み終了 満59歳11ヵ月（60歳から64歳11ヵ月までは待機期間）
- 給付開始 満65歳から終身給付（保証期間10年付）
年4回（1月、4月、7月、10月の1日に前月までの3ヵ月分を給付）
- 脱退
 - 加入中及び待期中に脱退された場合は「中途脱退一時金」が支払われます。
 - 受給開始後10年未満に終身年金の受給権を放棄し脱退された場合は「終身年金一時払金」が支払われます。
- 死亡
 - 年金給付前（加入中及び待機期間中）に死亡した場合は「遺族一時金」、給付開始後10年以内に死亡した場合は「年金遺族一時払金」が支払われます。
 - 年金給付期間10年超で死亡した場合は、死亡月の翌月から3ヵ月分の給付をもって終了します。
- 基準金利 年2.5%

●日本歯科医師会年金保険は、前年度の運用実績によって年金額が変動します。
●国内外の株式・債券等を実質投資対象とするため、「株式変動による株式価格の下落」「金利変動による債券価格の下落」「為替変動」等により、年金保険基金の時価評価額が下落することで、将来の年金額や一時金が払込保険料総額を下回り、損失が生じる可能性があります（最低保証はありません）。

●加入年齢別・利回り別 年間受給総額推移例（保険料月額3万円の場合）

加入時年齢 30歳 (単位：円)							加入時年齢 45歳 (単位：円)						
利回り	65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳	利回り	65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳
-0.5%	630,000	570,000	520,000	470,000	430,000	390,000	-0.5%	330,000	300,000	270,000	250,000	220,000	200,000
1.0%	850,000	810,000	770,000	740,000	700,000	670,000	1.0%	400,000	380,000	360,000	340,000	330,000	310,000
2.5%	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	1,170,000	2.5%	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
3.0%	1,300,000	1,310,000	1,330,000	1,350,000	1,380,000	1,400,000	3.0%	510,000	510,000	520,000	530,000	540,000	540,000

加入時年齢 35歳 (単位：円)							加入時年齢 50歳 (単位：円)						
利回り	65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳	利回り	65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳
-0.5%	530,000	480,000	440,000	400,000	360,000	330,000	-0.5%	220,000	200,000	180,000	160,000	150,000	130,000
1.0%	690,000	650,000	630,000	600,000	570,000	550,000	1.0%	260,000	240,000	230,000	220,000	210,000	200,000
2.5%	910,000	910,000	910,000	910,000	910,000	910,000	2.5%	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
3.0%	1,000,000	1,010,000	1,030,000	1,040,000	1,060,000	1,070,000	3.0%	310,000	310,000	310,000	320,000	320,000	330,000

加入時年齢 40歳 (単位：円)						
利回り	65歳	68歳	71歳	74歳	77歳	80歳
-0.5%	430,000	390,000	350,000	320,000	290,000	270,000
1.0%	540,000	510,000	490,000	470,000	450,000	430,000
2.5%	680,000	680,000	680,000	680,000	680,000	680,000
3.0%	740,000	750,000	760,000	770,000	780,000	790,000

(注) 各表の年間受給総額は利回りを一定とした場合の概算金額になります。

●加入年齢別・利回り別 80歳までの受給総額例（保険料月額3万円の場合）

		30歳		35歳		40歳		45歳		50歳	
加入年齢	利回り	払込総額	受給総額	払込総額	受給総額	払込総額	受給総額	払込総額	受給総額	払込総額	受給総額
-0.5%		10,800,000	7,700,000	9,000,000	6,470,000	7,200,000	5,250,000	5,400,000	4,030,000	3,600,000	2,680,000
1.0%		10,800,000	11,490,000	9,000,000	9,330,000	7,200,000	7,300,000	5,400,000	5,400,000	3,600,000	3,510,000
2.5%		10,800,000	17,550,000	9,000,000	13,650,000	7,200,000	10,200,000	5,400,000	7,200,000	3,600,000	4,500,000
3.0%		10,800,000	20,190,000	9,000,000	15,530,000	7,200,000	11,490,000	5,400,000	7,920,000	3,600,000	4,810,000

(注) 受給総額は加入時から利回りを一定として80歳まで受給された場合の概算金額になります。

歯科医師国民年金基金制度

老齢年金に上積みして、より豊かな老後を保障する
掛け捨てなしの公的年金制度

■加入資格 次の要件を満たしている方であれば、加入することができます。

- 国民年金の第1号被保険者（20歳以上60歳未満）または国民年金の任意加入被保険者（60歳以上65歳未満）
- 歯科診療所に従事する歯科医師または従業員（歯科衛生士、歯科助手、事務員等で歯科技工士は除く）
- 地域型国民年金基金に加入していない方
- 払込期間は59歳11ヵ月（60歳以上で加入された場合は64歳11ヵ月）まで

■多くのメリット

終身年金が基本なので 長生きリスクに対応	年額が確定、掛金額も一定	終身年金と7種類の年金プランで 自分に最適な年金プラン設定可能
掛金は全額社会保険料控除	年金は公的年金等控除	遺族一時金は全額非課税

※生活を共にする配偶者およびその他の親族の掛金を世帯主が負担した場合、世帯主の社会保険料控除の対象となります。

早く加入するほどお得です!!

年齢が若いほど掛金が低く設定されており、加入期間中ずっと変わりません。
同じ年金額なら、早く加入するほど負担は小さくなります。

■遺族一時金 毎月1日（随時加入）万が一亡くなられた場合には遺族一時金が支払われます。

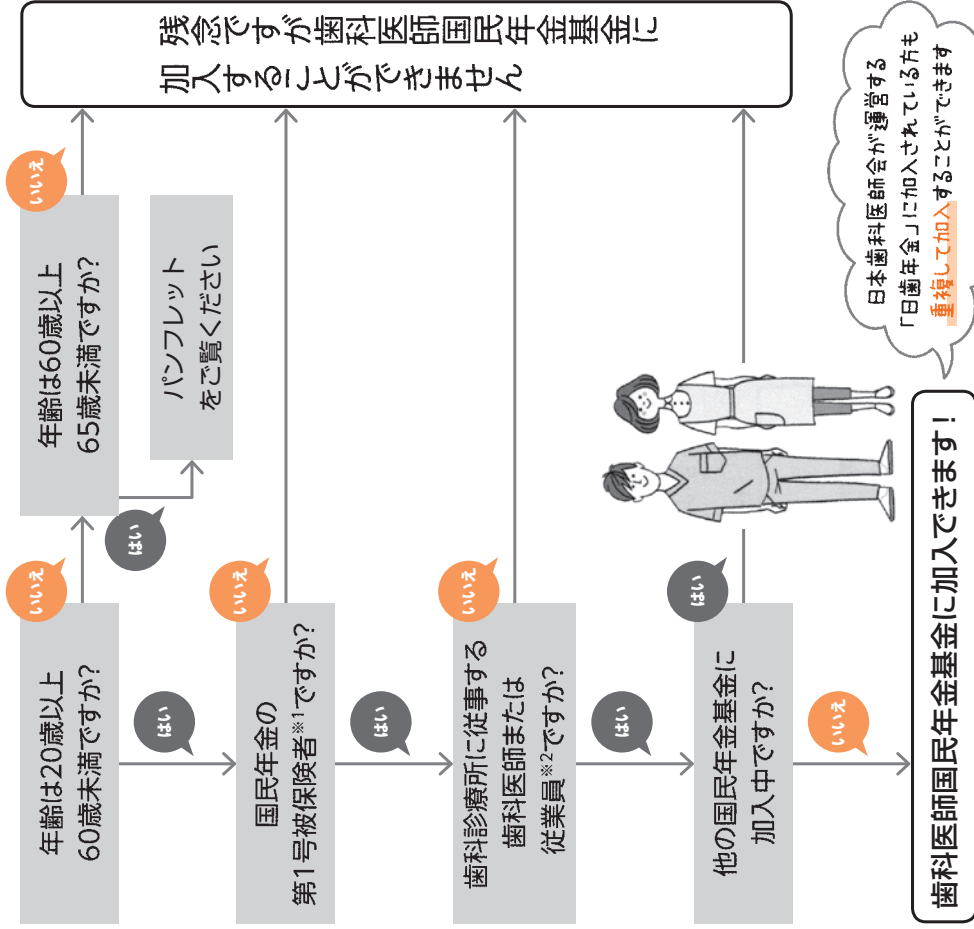
年金受給前に65歳未満 (Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ型は60歳未満) で亡くなられた場合	●終身年金のA型と確定年金（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ型）は、加入時年齢と死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付期間に応じた額が支給されます。 ●終身年金のB型は10,000円
年金受給開始後 に亡くなられた場合	●終身年金のA型と確定年金（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ型）は保証期間がついていますので、それぞれの保証期間の残りの期間分について年金の原資相当額が支給されます。

- 脱退 国民年金基金への加入は任意ですが、いったん加入するとご自分の都合で任意に脱退することはできません。また、途中で他の国民年金基金へ任意に移ることもできません。ただし、国民年金の第1号被保険者でなくなった場合などは加入資格を喪失することになります。この場合、脱退するまでに納付した掛金に応じて将来年金が支給されます（脱退に伴う解約返戻金などの一時金の支給は行われません）。
- 掛金変更 増口・減口・一時停止は随時受付を行います（1口目は変更不可）。
- 掛金割引 1年分（4月から翌年3月分）の掛金を前納すると掛金が割引になります。

お問い合わせ先：歯科医師国民年金基金

〒102-0076 東京都千代田区五番町12-11 泉館五番町ビル2階 TEL 03(3262)9294 FAX 03(3262)9298 フリーダイヤル 0120-155-950

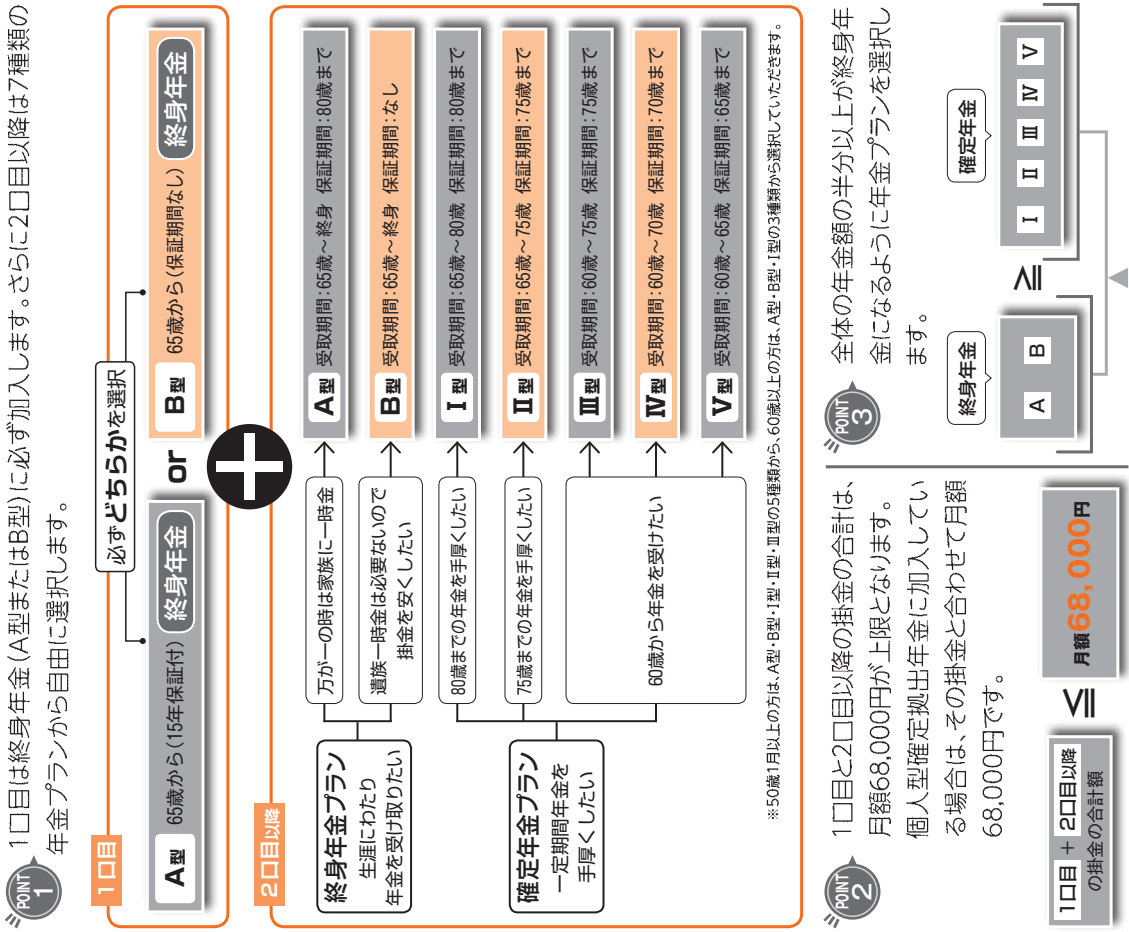
基金加入のフローチャート



※1: 国民年金の保険料の納付が免除されている方は加入できません。
 法定免除されていた方(障害基礎年金を受給される方等)でも、将来の年金を確保するために国民年金保険料を納付される方は、加入することができます。

※2: 歯科技工士の方は除きます。歯科技工士国民年金基金に加入することができます。

加入のポイントは3つ



第3章 保 険

各種保険について

区分	名称	補償内容	加入資格	幹事会社等	備考
損害保険	所得補償保	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 病気やケガにより就業不能となった場合に所得を補償 ● 所得補償保険(1、2年間)月額10～300万円 ● 傷害特約(ケガによる死亡、後遺障害)500万～1億円 ● 葬祭費用・実費(100万円まで) ● 団体長期障害所得補償保険(5、10年間)月額10～100万円 ※ 上記保険金額は会員本人のもの(家族、従業員は異なる) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体会員、家族(専従者等)、従業員 ● 加入年齢 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得補償保険:25歳～69歳 ※ 更新は89歳以下 ・ 団体長期障害所得補償保険(5年)25歳～64歳(10年)25歳～60歳 ※ 更新は69歳以下 	損保ジャパン日本興亜	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体割引30%適用 ● 無事故返戻金有
	団体傷害保	<ul style="list-style-type: none"> ☆ ケガに対する補償 ● 死亡(後遺障害):2,000万円～1.5億円 ● 入院:8,000～45,000円(一日あたり) ● 通院:4,000～22,500円(一日あたり) ● 手術:種類に応じ入院時の5～40倍 ● 介護(重度後遺障害):240～400万円(年額) ● 被害事故補償:5,000万～1億円 ※ 上記保険金額は会員本人のもの(家族、従業員は異なる) ● 針刺し事故等による感染症危険補償特約30～1,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体会員、家族、従業員 ● 年齢制限なし 	損保ジャパン日本興亜	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体割引30%適用 ● 入院・通院:免責日数なし
	団体疾病医療保	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 病気に対する補償 ● 入院保険金:10,000、15,000円(日額) ● 通院保険金:7,000、10,000円(日額) ※ 4日超入院時の退院後通院 ● がん外来治療保険金:10,000円(日額) ● 先進医療等保険金:限度額500万円 ● 手術保険金:手術の種類に応じ入院保険金日額の5～40倍 ● 入院一時金:30万、50万円 ※ 180日を超える入院時 ● 退院一時金:10万円 ※20日を超える入院後の退院 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体会員、家族、従業員 ● 加入年齢 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規:69歳まで ・ 更新:79歳まで 	損保ジャパン日本興亜	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体割引30%適用 ● 入院:免責日数なし
	団体がん保	<ul style="list-style-type: none"> ☆ がんに対する補償 ● がん診断保険金:100万、200万円 ● がん入院保険金日額:10,000、20,000円(1日目から) ● がん通院保険金日額:5,000、10,000円(4日超入院の場合で入院前60日間) ● がん手術保険金:手術の種類に応じ入院保険金日額の5～40倍 ● がん退院一時金:10万、20万円(20日を超える入院後) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体会員、家族、従業員 ● 加入年齢 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規:69歳まで ・ 更新:79歳まで 	損保ジャパン日本興亜	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体割引30%適用 ● 入院:免責日数なし
	歯科医師賠償責任保	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 医療上の過失、医療施設管理上の事故等による賠償責任を補償 ● 医療上の事故:対人1事故につき最高1億円 ● 建物・設備の使用管理上の事故:対人1事故につき最高10億円 ● 対物1事故につき最高2,000万円 ● 人格権侵害による事故:対人1事故につき最高1億円 ● 患者への傷害見舞費用:最高50万円 ● 追加条項:勤務医包括、移転や廃業時の損害賠償請求期間延長、刑事弁護士費用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体会員、その医療施設に勤務する歯科医師 ● 年齢制限なし 	損保ジャパン日本興亜	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体割引20%適用
	個人情報漏えい保	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 医療機関が管理する個人情報漏えいした場合の賠償責任、発生した費用を補償 ● 第三者への損害賠償に関する補償:最高2億円 ● フロントプロダクト費用(マスコミ対応やクレーム処理等に要した費用、見舞品購入費用等):1事故につき最高2,000万円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体会員 ● 年齢制限なし 	損保ジャパン日本興亜	<ul style="list-style-type: none"> ● 団体割引20%適用
生命保険	歯グループ保	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病による死亡(高度障害)200～4,000万円(配偶者200～600万円、子ども200万円) ● 不慮の事故による死亡400～4,500万円(配偶者400～1,100万円、子ども400万円) ● 不慮の事故による障害20～500万円(配偶者も同、子ども20～200万円) ● 不慮の事故による入院3,000～7,500円(日額)(配偶者も同、子ども3,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人:本体会員で24歳6ヵ月～60歳6ヵ月(更新は75歳6ヵ月以下) ● 配偶者:本体会員の配偶者で16歳～60歳6ヵ月(更新は75歳6ヵ月以下) ● 子ども:本体会員の扶養することでも2歳6ヵ月～22歳6ヵ月 ※ 加入資格のある子どもが2名以上いる場合は全員加入 	日本生命	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金有
	東北歯連共済会グループ保	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡(高度障害)保障500～4,000万円(配偶者:500～1,000万円、子ども:300～400万円) ● 医療保障 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院:10,000円(日額)(子ども:3,000円) ・ 死亡:10万円 ・ 手術:10～40万円 ・ 特定疾病診断:50万円 ※がん、急性心筋梗塞、脳卒中 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人(本体会員、配偶者、従業員):東北地区歯科医師会連合会共済会会員で14歳6ヵ月～70歳6ヵ月 ※ 更新は80歳6ヵ月まで ● 配偶者:「本人」と同一戸籍に記載の配偶者で16歳～70歳6ヵ月 ● 子ども:「本人」が扶養し同一戸籍の子どもで2歳6ヵ月～22歳6ヵ月 ※ 加入資格のある子どもが2名以上いる場合は全員加入 	メットライフ生命	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金有 ● 入院:免責日数なし
	東北歯連ファミリー共済保	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡(高度障害)本人:200～4,000万円 ● 配偶者:200～1,000万円 ● 子ども:200～400万円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人:東北地区歯科医師会連合会所属で60歳6ヵ月まで ※ 更新は80歳6ヵ月まで ● 配偶者:上記「本人」の配偶者で16歳6ヵ月～60歳6ヵ月 ● 子ども:上記「本人」が扶養することでも2歳6ヵ月～22歳6ヵ月 ※ 加入資格のある子どもが2名以上いる場合は全員加入 	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金有
積立金等	小規模企業共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 院長(個人事業主)の退職金積立 ● 月1,000円～70,000円の掛金選択 ● 6ヶ月以上納付すれば給付可能 ● 個人事業の廃止、事業主死亡等:共済金A ● 老齢給付(65歳以上で180ヵ月以上納付):共済金B 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員20人以下の個人事業主 ● 共同経営者(専従者) 	中小企業基盤整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ● 掛金:全額所得控除
	従業員共済	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 従業員の退職金積立 ● 1口1,000円、5口～20口の間で設定 ● 給付金額は払込回数、払込期間による ● 中途脱退一時金での受取可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体会員の医療施設に所属する従業員 ● 掛金払込期間満了日(満60歳に達する日)までの期間が5年以上 	日本生命	

所得補償保険

病気やケガで働けなくなったときの所得を補償

- 加入資格 本会会員、家族（専従者）、従業員で満69歳までの方（継続加入は89歳まで）
- 加入・変更 随時受付（更新は毎年12月1日）
- 保険期間 1年間（毎年12月1日～翌年12月1日、以後は自動継続）
- 補償期間 1年間・2年間（家族・従業員は1年間）
- 保険料
 - 加入年齢により1口当りの保険料が異なります。
 - 加入口数は本業の所得を限度とし1人30口まで、家族・従業員は10口まで
 - ※傷害特約及び長期障害所得補償保険は、所得補償保険とのセットとなりますので、同一口数での加入となります。
- 無事故戻し 1年間無事故の場合、**無事故戻戻金として年間払込保険料の20%をお返し**します。
※中途脱退された場合には無事故戻戻金はありません。

■補償の図式

	1年及び2年の療養補償	左記を超える期間の長期補償	死亡・後遺障害	死亡時の葬祭費用
病 気	所得補償保険	団体長期障害所得補償保険 ※	—	葬祭費用特約
ケ ガ			傷害特約	

■団体長期障害所得補償保険 ※

- 所得補償保険が対象とする補償期間（1年または2年）を超える補償については、団体長期障害所得補償保険がその役割を果たします。
- 補償期間は、延長期間を含めて5年間または10年間となります。所得補償保険加入時に、セットで加入することができます。

補償期間1年コースの場合	(+ 4年) 5年長期補償	(+ 9年) 10年長期補償
補償期間2年コースの場合	(+ 3年) 5年長期補償	(+ 8年) 10年長期補償

■補償内容

所得補償保険	被保険者が、病気・ケガにより就業不能となった場合
団体長期障害所得補償保険	
傷 害 特 約	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金 被保険者が、事故の日から180日以内に死亡した場合 ●後遺障害保険金 被保険者が、事故の日から180日以内にケガにより身体の一部を失うか、またはその機能を失う等した場合
葬祭費用特約	被保険者が、病気・ケガにより死亡した場合

■保険金の支払いができない場合

所得補償保険 団体長期障害 所得補償保険	①故意または重大な過失 ②自殺、闘争または犯罪行為 ③麻薬、シンナー、覚醒剤等の使用 ④戦争、暴動及び核燃料物質 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥頸部症候群または腰痛 ⑦精神病性障害、人格障害、アルコール依存、薬物依存等	等	自動車・ バイク等の 無資格運転 または酒酔 運転
傷 害 特 約	①～⑥ 及び ⑧脳疾患、疾病、心神喪失 ⑨危険な運動を行なっている最中の事故 ⑩自動車・原動機付自転車等の競技・競争・興行をしている間の事故 ⑪自家用飛行機等を操縦している間の事故 ⑫外科的手術その他の医療処置	等	
葬祭費用特約	①～④	等	

■家族（専従者）・従業員

- 補償期間 1 年間
- 免責 4 日（入院のみ免責 0 日）

1 口当たりの補償金額 所得補償保険金額（月額）……5 万円 （最高10口まで） 傷害特約保険金額……250万円					
年 齢	月払い保険料		年 齢	月払い保険料	
	歯科医療従事者	事務系従事者		歯科医療従事者	事務系従事者
15～19歳	632円	577円	40～44歳	1,317円	1,177円
20～24歳	812円	737円	45～49歳	1,522円	1,352円
25～29歳	877円	792円	50～54歳	1,722円	1,527円
30～34歳	982円	887円	55～59歳	1,812円	1,607円
35～39歳	1,132円	1,017円	60～69歳	1,867円	1,652円

※既加入者（70歳以上）

70～74歳	2,732円	2,407円	75～79歳	3,627円	3,182円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（幹事） …… 引受割合 70%
東京海上日動火災保険株式会社 …… 引受割合 30%

保険料表 (1口あたり 月払保険料)

入院の場合手厚く補償!! (入院による就業不能時追加補償特約(入院支払対象外期間0日)をセット)

所得補償保険 対象期間1年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間2年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間3年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間4年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間5年 月額補償10万円	
満年齢	男女共通	満年齢	男女共通	満年齢	男女共通	満年齢	男女共通	満年齢	男女共通
25~29歳	1,110円	25~29歳	950円	25~29歳	950円	25~29歳	950円	25~29歳	950円
30~34歳	1,300円	30~34歳	950円	30~34歳	950円	30~34歳	950円	30~34歳	950円
35~39歳	1,560円	35~39歳	950円	35~39歳	950円	35~39歳	950円	35~39歳	950円
40~44歳	1,880円	40~44歳	950円	40~44歳	950円	40~44歳	950円	40~44歳	950円
45~49歳	2,230円	45~49歳	950円	45~49歳	950円	45~49歳	950円	45~49歳	950円
50~54歳	2,580円	50~54歳	950円	50~54歳	950円	50~54歳	950円	50~54歳	950円
55~59歳	2,740円	55~59歳	950円	55~59歳	950円	55~59歳	950円	55~59歳	950円
60歳	2,830円	60歳	950円	60歳	950円	60歳	950円	60歳	950円
61~64歳	2,830円	61~64歳	950円	61~64歳	950円	61~64歳	950円	61~64歳	950円
65~69歳	2,830円	65~69歳	950円	65~69歳	950円	65~69歳	950円	65~69歳	950円

所得対象期間1年の方

所得対象期間2年の方

入院支払対象外期間0日+支払対象外期間4日保険料表

所得補償保険 対象期間1年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間2年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間3年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間4年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間5年 月額補償10万円	
満年齢	男女共通	満年齢	男女共通	満年齢	男女共通	満年齢	男女共通	満年齢	男女共通
25~29歳	1,340円	25~29歳	950円	25~29歳	950円	25~29歳	950円	25~29歳	950円
30~34歳	1,600円	30~34歳	950円	30~34歳	950円	30~34歳	950円	30~34歳	950円
35~39歳	1,970円	35~39歳	950円	35~39歳	950円	35~39歳	950円	35~39歳	950円
40~44歳	2,450円	40~44歳	950円	40~44歳	950円	40~44歳	950円	40~44歳	950円
45~49歳	3,020円	45~49歳	950円	45~49歳	950円	45~49歳	950円	45~49歳	950円
50~54歳	3,520円	50~54歳	950円	50~54歳	950円	50~54歳	950円	50~54歳	950円
55~59歳	3,770円	55~59歳	950円	55~59歳	950円	55~59歳	950円	55~59歳	950円
60歳	3,960円	60歳	950円	60歳	950円	60歳	950円	60歳	950円
61~63歳	3,960円	61~63歳	950円	61~63歳	950円	61~63歳	950円	61~63歳	950円

・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によりります。
 ・ご契約更新時は更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になります。保険料が変更になります。
 ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)での満年齢とします。

通算支払い1,000日分までOK!! (通算支払限度期間方式導入)
 保険金をお受け取りになっても、通算1,000日分の保険金を受け取るまでご契約を継続できますので、安心して長期に継続加入いただけます。
 (1回の就業不能に対する対象期間は、従来どおり最長1年または2年です。)
 所得補償保険は、全契約に自動的にセット

入院による休業には手厚い補償!! (入院による就業不能時追加補償特約)
 この保険では、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間(4日)を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、入院による就業不能については、支払対象外期間(4日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。4日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。所得補償保険は、全契約に自動的にセット。

所得補償保険 対象期間1年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間2年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間3年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間4年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間5年 月額補償10万円	
満年齢	男女共通	満年齢	男女共通	満年齢	男女共通	満年齢	男女共通	満年齢	男女共通
25~29歳	1,110円	25~29歳	950円	25~29歳	950円	25~29歳	950円	25~29歳	950円
30~34歳	1,300円	30~34歳	950円	30~34歳	950円	30~34歳	950円	30~34歳	950円
35~39歳	1,560円	35~39歳	950円	35~39歳	950円	35~39歳	950円	35~39歳	950円
40~44歳	1,880円	40~44歳	950円	40~44歳	950円	40~44歳	950円	40~44歳	950円
45~49歳	2,230円	45~49歳	950円	45~49歳	950円	45~49歳	950円	45~49歳	950円
50~54歳	2,580円	50~54歳	950円	50~54歳	950円	50~54歳	950円	50~54歳	950円
55~59歳	2,740円	55~59歳	950円	55~59歳	950円	55~59歳	950円	55~59歳	950円
60歳	2,830円	60歳	950円	60歳	950円	60歳	950円	60歳	950円
61~64歳	2,830円	61~64歳	950円	61~64歳	950円	61~64歳	950円	61~64歳	950円
65~69歳	2,830円	65~69歳	950円	65~69歳	950円	65~69歳	950円	65~69歳	950円

所得補償保険 対象期間1年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間2年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間3年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間4年 月額補償10万円		所得補償保険 対象期間5年 月額補償10万円	
満年齢	男女共通	満年齢	男女共通	満年齢	男女共通	満年齢	男女共通	満年齢	男女共通
25~29歳	1,110円	25~29歳	950円	25~29歳	950円	25~29歳	950円	25~29歳	950円
30~34歳	1,300円	30~34歳	950円	30~34歳	950円	30~34歳	950円	30~34歳	950円
35~39歳	1,560円	35~39歳	950円	35~39歳	950円	35~39歳	950円	35~39歳	950円
40~44歳	1,880円	40~44歳	950円	40~44歳	950円	40~44歳	950円	40~44歳	950円
45~49歳	2,230円	45~49歳	950円	45~49歳	950円	45~49歳	950円	45~49歳	950円
50~54歳	2,580円	50~54歳	950円	50~54歳	950円	50~54歳	950円	50~54歳	950円
55~59歳	2,740円	55~59歳	950円	55~59歳	950円	55~59歳	950円	55~59歳	950円
60歳	2,830円	60歳	950円	60歳	950円	60歳	950円	60歳	950円
61~64歳	2,830円	61~64歳	950円	61~64歳	950円	61~64歳	950円	61~64歳	950円
65~69歳	2,830円	65~69歳	950円	65~69歳	950円	65~69歳	950円	65~69歳	950円

精神障害による就業不能も補償します。(精神障害拡張補償特約)
【お支払いの対象となる主な精神障害】気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害など
【お支払いの対象とならない主な精神障害】アルコール依存、薬物依存など
所得補償保険は、全プランに自動的にセット
 (注)団体長期障害所得補償保険は、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害はお支払いの対象となります。
 (注)血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。
 (注)血管性認知症等、所得補償保険の対象であっても、団体長期障害所得補償保険の対象とならないものもありますのでご注意ください。

加入限度額

加入限度額		加入限度額	
所得補償保険	月額300万円	所得補償保険	月額300万円
傷害特約	1億円	傷害特約	500万円型別は200円、1,000万円型別は100円
団体長期障害所得補償保険	月額100万円	団体長期障害所得補償保険	月額100万円

* 団体長期障害所得補償保険は40%以下

団体傷害保険

交通事故、仕事中、家庭内、スポーツ中など…
国内外のほとんどのケガに対する補償

- 加入資格 本会会員、従業員、家族、会員と同居の親族
- 加入 新規加入・変更は随時受付（更新は毎年3月1日）
- 保険期間 1年間（毎年3月1日～翌年3月1日 以降、自動継続）
- 制度の特色

団体割引の適用で 個人加入よりも 30%割安	業務上・業務外を問わず 国内国外24時間事故による ケガを補償	事故請求手続き簡単！ 通院も1日目から補償	従業員の保険料は 全額必要経費扱い
保険料は同一なので 高齢者にも最適	従業員の福利厚生制度 として活用可	介護保険金・被害事故 補償保険金が自動付帯	地震・噴火・津波 による天災も補償

針刺事故等による感染症の保障特約を用意！

この特約の保険者となる方が、医療関係の業務に従事中（実習中を含む）に生じた偶然な血液曝露事故を直接の原因として、以下の症状になった場合に保険金をお支払いします。

HBV	感染後、B型肝炎を発症し 治療を受けられた場合	▶	30万円 をお支払いします。
HCV	感染した場合	▶	300万円 をお支払いします。
HIV	HCV・HIVは発症を待たずに 保険金をお支払いします。	▶	1,000万円 をお支払いします。

※お支払いする保険金はウイルスの種類ごとに初年度加入及び継続加入の保険期間を通算して1回とします。
※すべてのウイルスに対して保険金をお支払いした場合、その後の保険金の御支払いはできません

■保険金の支払い事例

- 車にはねられケガをした…
- 料理中にヤケドをした…
- 自転車で転倒しケガをした…
- クラブ活動中にケガをした…

■保険金の支払いができない場合

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 妊娠、出産、早産または流産
- 無資格運転、正常な状態で運転できない恐れがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの
- 頸部症候群、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- 危険な運動を行なっている間の事故
- 加害者が親族等の場合（被害事故）
- 直後検査を受けなかった場合等（針刺し事故）
- 外科的手術その他の医療処置

■補償内容

死亡保険金	事故によるケガのため事故の日から180日以内に亡くなられたとき、 保険金額の全額をお支払いします。								
後遺障害保険金	事故によるケガのため事故の日から180日以内にそのケガのために後遺障害が生じたとき、 後遺障害の程度に応じて保険金額の4～100%をお支払いします。								
入院保険金	事故によるケガのため入院されたとき、事故の日から 1,000日以内の入院日数に対し、1日につき加入の入院保険金日額をお支払いします。								
手術保険金	<p>事故によりケガをされ、その治療のために医療機関において以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、1事故につき1回の手術に限ります。なお、1事故に基づくケガに対して2以上の手術を受けたときは、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>②先進医療に該当する手術</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> 重大手術以外 【入院中に受けた手術の場合】手術保険金の額＝入院保険金額日額×20倍 【外来で受けた手術の場合】手術保険金の額＝入院保険金額日額×5倍 </td> </tr> <tr> <td> 重大手術 手術保険金の額＝入院保険金額日額×40倍 ※重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、入院保険金額日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 </td> </tr> </table>	重大手術以外 【入院中に受けた手術の場合】手術保険金の額＝入院保険金額日額×20倍 【外来で受けた手術の場合】手術保険金の額＝入院保険金額日額×5倍	重大手術 手術保険金の額＝入院保険金額日額×40倍 ※重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、入院保険金額日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。						
重大手術以外 【入院中に受けた手術の場合】手術保険金の額＝入院保険金額日額×20倍 【外来で受けた手術の場合】手術保険金の額＝入院保険金額日額×5倍									
重大手術 手術保険金の額＝入院保険金額日額×40倍 ※重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、入院保険金額日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。									
通院保険金	事故によるケガのため通院されたとき、事故の日から 1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき加入の通院保険金日額をお支払いします。 ただし、入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対して通院保険金はお支払いしません。								
介護保険金	事故の日から180日以内に重度の後遺障害が生じ、要介護状態となったとき、事故の日から 181日以降の要介護期間に対して、介護保険金年額をお支払いします。								
被害事故補償保険金	<p>被害事故により死亡された場合、または重度後遺障害が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>①自賠償保険等からの給付</p> <p>②対人賠償保険等からの給付</p> <p>③加害者等からの賠償金</p> <p>④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付</p>								
針刺し事故等による感染症危険補償特約	<p>医療関係の業務に従事中（実習中を含む）に生じた偶然な血液曝露事故により、事故の発生日から365日以内に下記のいずれかに該当したことを医師に診断された場合に、ウイルスの種類に応じて、保険金額に次の支払割合を乗じた金額をお支払いします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>ウイルスの種類</th> <th>支払割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後、B型肝炎を発症し治療を受けた場合</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	ウイルスの種類	支払割合	HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後、B型肝炎を発症し治療を受けた場合	3%	HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合	30%	HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合	100%
ウイルスの種類	支払割合								
HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後、B型肝炎を発症し治療を受けた場合	3%								
HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合	30%								
HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合	100%								

●**会員**

保険期間1年、職種級別A級、団体割引30%適用、天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約、重大手術保険金倍率変更特約セット

タイプ	A1	A2	A3	A4	A5	A6
死亡・後遺障害	2,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円	1.5億円
入院保険金(1日あたり)	8,000円	14,000円	20,000円	24,000円	34,000円	45,000円
通院保険金(1日あたり)	4,000円	7,000円	10,000円	12,000円	17,000円	22,500円
手術保険金	〈手術(重大手術以外)の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の 20倍 外来の手術:入院保険金日額の 5倍 〈重大手術の場合〉入院中・外来を問わず入院保険金日額の 40倍					
介護保険金(年額)	240万円	360万円	400万円	400万円	400万円	400万円
被害事故補償	5,000万円	7,000万円	1億円	1億円	1億円	1億円
月払保険料	3,480円	5,570円	8,580円	11,170円	15,780円	22,460円

●**ご家族・従業員**

保険期間1年、職種級別A級、団体割引30%適用、天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約、重大手術保険金倍率変更特約セット

タイプ	B1	B2	B3	B4	B5
死亡・後遺障害	300万円	500万円	800万円	1,000万円	2,000万円
入院保険金(1日あたり)	1,200円	2,000円	2,600円	3,000円	6,000円
通院保険金(1日あたり)	600円	1,000円	1,300円	1,500円	3,000円
手術保険金	〈手術(重大手術以外)の場合〉入院中の手術:入院保険金日額の 20倍 外来の手術:入院保険金日額の 5倍 〈重大手術の場合〉入院中・外来を問わず入院保険金日額の 40倍				
介護保険金(年額)	120万円	120万円	120万円	120万円	240万円
被害事故補償	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
月払保険料	570円	920円	1,320円	1,590円	3,140円

●**先生・歯科衛生士・歯科助手**

保険期間1年、職種級別A級、団体割引30%適用

針刺し事故等による感染症危険補償特約	
HBV	30万円
HCV	300万円
HIV	1,000万円
月払保険料	400円

※「針刺し事故等による感染症危険補償特約」は単独ではご加入できません。必ず、上記プランとセットでご加入ください。

※上記は、職種級別A級の保険金額・保険料表です。職種級別B級の方は、保険料が異なりますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社(幹事) …… 引受割合 70%
 東京海上日動火災保険株式会社 …………… 引受割合 30%

団体疾病医療保険・団体がん保険

団体傷害保険では補償できない“病気”を補償
更に“がん”のみを補償するプランで安心治療を徹底補償

- 加入資格 本会員、家族、会員と同居の親族、従業員
- 加入 新規加入は随時受付（更新は毎年12月1日）
- 保険期間 1年間（毎年12月1日～翌年12月1日 以後、自動継続）
- 制度の特色

団体割引の適用で個人加入より割安
団体割引30%適用

加入手続きが簡便
簡単な告知のみで、医師の診断は不要

■補償内容

団体疾病医療保険（がん補償を含む）	
入院したとき	●入院1日目から 1回の入院につき180日を限度として補償 ●継続して180日を超えての長期入院時には、疾病入院一時金を支給（入院保険金は、初年度加入及び継続加入の保険期間を通算して1,000日分まで）
退院後に通院したとき	4日を超える入院による退院後、通院されたときに90日を限度として補償
がんで外来治療をしたとき （AAAコースのみ）	がんで外来治療をされた場合には、120日を限度として補償
先進医療を受けたとき （AAAコースのみ）	病気・ケガで先進医療等を受けた場合、その技術料や臓器移植に要する費用等を支給 ※「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
手術を受けたとき	●入院で受けた手術：入院保険金日額の 20倍 ●外来で受けた手術：入院保険金日額の 5倍 ●入院・外来にかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の 40倍 (一部の軽微な手術は対象外)
退院されたとき	20日を超える入院による退院後、お見舞いの御礼等の費用として 疾病退院一時金 を支給（1回の入院につき1回限り）
団 体 が ん 保 険	
がんと診断確定されたとき	がんと診断確定されたときには、何度でもがん診断保険金を支給（2年に1回限り）
がん治療の手術を受けたとき	●重大手術に該当する手術は入院保険金日額の 40倍 ●重大手術以外の入院中の手術：入院保険金日額の 20倍 ●重大手術以外の外来の手術：入院保険金日額の 5倍
入院したとき	1日目から日数無制限
入院前後に通院したとき	がんによる入院が4日を超えた場合、入院前60日間・退院後180日間の間に通院されたときに、90日を限度として支給
退院されたとき	20日を超えて入院した後で退院された場合に、お見舞いの御礼等の費用として がん退院一時金 を支給（1回の入院につき1回限り）
白血病、がんの初期症状にみられる上皮内がんも対象	がんが上皮内にとどまっており、治療により転移することなく完治することが多い、上皮内がんも補償。（加入初年度のみ、保険始期（加入日）より90日は補償の対象外）

■保険金の支払いができない場合

- 傷害・自殺・犯罪・闘争行為 ●酒酔運転・無資格運転 ●他覚症状のないむちうち症、腰痛
- 妊娠・出産 ●麻薬・大麻・覚醒剤・シンナー ●戦争・暴動・核燃料物質によるもの
- 契約者・被保険者・受取人の故意または重大な過失
- 新規加入の場合、保険開始日より90日以内に確定したがん（団体がん保険）

(補償内容と保険料)

1. 団体疾病医療保険

補償内容		コース名	AAA	AA	B1	C
入院保険金	疾病入院保険金…1回の入院につき180日限度、 疾病入院通算支払限度1,000日		1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 10,000円	1日につき 10,000円
通院保険金	疾病退院後通院保険金…90日限度（継続して4日を 超える入院の退院後の通院）		1日につき 10,000円	1日につき 10,000円	1日につき 7,000円	—
がん外来 治療保険金	「がん」の治療を直接の目的として外来治療を受けら れたとき、120日を限度にお支払い		1日につき 10,000円	—		
先進医療等 保 険 金	病気・ケガにより先進医療等（先進医療および臓器移 植術）を受けた場合に先進医療の技術料や臓器移植に 要する費用等		500万円	—		
手術保険金	疾病手術保険金		<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外 来 の 手 術：入院保険金日額の5倍			
入院一時金	疾病入院一時金…継続して180日を超える入院		50万円		30万円	—
通院一時金	疾病退院一時金…継続して20日を超える入院後の退 院		10万円			—
満 年 齢 別 月 払 保 険 料	～24歳		1,300円	1,270円	900円	600円
	25～29歳		1,630円	1,580円	1,090円	890円
	30～34歳		2,040円	1,970円	1,350円	1,130円
	35～39歳		2,310円	2,220円	1,520円	1,220円
	40～44歳		2,600円	2,440円	1,680円	1,320円
	45～49歳		3,220円	3,010円	2,060円	1,680円
	50～54歳		4,330円	4,000円	2,740円	2,230円
	55～59歳		6,500円	6,020円	4,120円	3,290円
	60～64歳		9,040円	8,260円	5,640円	4,540円
65～69歳		13,080円	12,090円	8,250円	6,760円	

2. 団体がん保険

補償内容		Aコース	Bコース
がん診断保険金		200万円	100万円
がん入院保険金		1日につき 20,000円	1日につき 10,000円
がん通院保険金	継続して4日を超える入院の入院前60日 退院後180日の間の通院、90日限度	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
がん手術保険金		<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外 来 の 手 術：入院保険金日額の5倍	
がん退院一時金	継続して20日を超える入院後の退院	20万円	10万円
満 年 齢 別 月 払 保 険 料	～24歳	240円	140円
	25～29歳	240円	140円
	30～34歳	480円	250円
	35～39歳	700円	370円
	40～44歳	1,010円	520円
	45～49歳	1,950円	980円
	50～54歳	3,180円	1,610円
	55～59歳	4,520円	2,270円
	60～64歳	6,270円	3,150円
65～69歳	9,400円	4,710円	

※ 1、2ともに、保険期間1年間、団体割引30%適用

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

歯科医師賠償責任保険

医療上の過失、医療施設における事故による
患者・遺族への賠償責任等を補償

- 加入資格 本会会員、会員の医療施設に勤務する歯科医師
- 保険期間 1年間（毎年4月1日～翌年4月1日 以後、自動継続）
- 保険内容
 - 損害賠償金（治療費、休業損失、慰謝料等）
 - 訴訟費用
 - 弁護士費用
 - 財物賠償事故に関する修理費（時価額を限度）
 - 刑事弁護士費用（損害保険ジャパン日本興亜のみ）

医療上の事故が起きた場合
医療上の過失によって患者に身体の障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償を請求された場合
建物・設備の使用・管理上不備に起因する事故が起きた場合
人格権侵害による事故が起きた場合
診療中に不当に身体を自由を制限・拘束されたり、精神的苦痛を受けたとして、患者から訴えられた場合を保障
傷害見舞費用担保（損害保険ジャパン日本興亜のみ）
診療所内における突発的な事故により患者が身体に障害を被った場合、賠償責任の有無に関わらず開設者が負担・支出をした見舞金の費用を補償
勤務医包括担保（加入者証に記載の医療機関で行なった医療行為のみ）
開設者の加入で勤務医の賠償事故について損害賠償を請求された場合を補償
損害賠償請求期間延長担保（要・追加保険料）
保険を継続しない場合や、廃業等により保険契約を解約する場合など、保険期間終了前に行なった医療行為に起因して、保険期間終了後、5年以内もしくは10年以内に損害賠償を請求された場合を補償

■保険金の支払いができない場合

医療上の事故が起きた場合	①海外での医療行為 ②美容目的の医療行為 ③患者の名誉棄損及び秘密漏洩を原因とする事故 ④無免許の者が行う医療行為	等
建物・設備の使用・管理上の事故が起きた場合	①医療施設の改築・修理等の工事を原因とする事故 ②他人から預かっている財物の損傷事故	等
その他	①被保険者の故意による事故 ②戦争及び天変地異 ③就業中に医療従事者及び会員の家族が受けた身体障害 ④初年度契約以前に知っていた患者の身体障害により、本保険に加入した後に患者より損害賠償請求を受けた場合	等

《保 険 料 表》

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

保険期間1年間 団体割引20%適用 一時払

被保険者	加入型	医療上の事故		建物・設備の使用管理上の事故				人格権侵害による事故(注1)			傷害見舞費用(1名につき)			1施設(1名あたり)年間保険料
		対人1事故につき	対人1年間に	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	免責金額(自己負担額)	対人1名につき	対人1事故・1年間につき	免責金額(自己負担額)	害見舞費用	死亡・後遺障	入院見舞費用 保険金(注2)	
医療施設の開設者	A	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000円	1,000万円	1億円	1,000円	50万円	2~10万円	1~5万円	7,309円
	B	5,000万円	1.5億円	5,000万円	5億円	1,000万円	1,000円	100万円	200万円	1,000円	50万円	2~10万円	1~5万円	6,032円
	C	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000円	1,000万円	1億円	1,000円	—	—	—	6,482円
	D	5,000万円	1.5億円	5,000万円	5億円	1,000万円	1,000円	100万円	200万円	1,000円	—	—	—	5,205円
勤務医	E	1億円	3億円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,408円
	F	5,000万円	1.5億円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,288円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
 ※A・Bコースには傷害見舞費用担保追加条項が付帯されます。(注1) 約定損害てん補割合90%です。
 (注2) 入院期間31日以上：10万円、15日以上30日以内：5万円、8日以上14日以内：3万円、7日以内：2万円。
 (注3) 通院日数31日以上：5万円、15日以上30日以内：3万円、8日以上14日以内：2万円、7日以内：1万円。

東京海上日動火災保険株式会社

加入タイプ	支払限度額								*1施設あたり年間保険料
	医療業務に起因する事故の場合(免責金額なし)		医療業務以外の原因(建物・設備の所有・使用・管理上の事故等)による事故または不当行為による人格権侵害の場合(免責金額:1事故につき1千万円(対人・対物)、1回の不当行為につき1千万円(人格権侵害))						
	対人1事故につき	対人保険期間中	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	人格権侵害			
					1名につき	1回の不当行為につき	保険期間中		
開業医安心タイプS(注) (医師賠+医療施設賠+勤務医師包括+医療従事者包括)	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1億円	*13,850円
開業医充実タイプA (医師賠+医療施設賠+勤務医師包括)	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1億円	*11,170円
開業医プラスタイプB(注) (医師賠+医療施設賠+医療従事者包括)	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1億円	*10,700円
開業医タイプC (医師賠+医療施設賠)	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	1億円	*8,020円
勤務医タイプD (医師賠)	1億円	3億円							1名あたり 6,760円

(注)医療従事者包括特別約款が付帯されているS・Bタイプにおいて、医療従事者としての業務に起因する事故の場合の支払限度額も、対人1事故につき1億円・保険期間中3億円(免責金額:なし)となります。
 ※勤務医タイプとは、診療所に勤務する歯科医師個人が自身の補償を得るため加入するタイプであり、被保険者はその歯科医師個人となります。
 ※勤務医師包括担保特約条項は、医療施設を特定し、その医療施設に勤務する歯科医師(開設者の使用人、開設者の業務の補助者)を無記名で包括的に被保険者とする特約条項です。
 ※医療従事者包括特別約款は、医療施設を特定し、その医療施設に勤務する医療従事者(歯科衛生士、歯科技工士、看護師、准看護師、薬剤師)を無記名で包括的に被保険者とする特別約款です。

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 東京海上日動火災保険株式会社

個人情報漏えい保険

歯科医師賠償責任保険では補償できない
個人情報の漏えいによる賠償責任等を補償

- 加入資格 本会会員
- 保険期間 1年間（毎年4月1日～翌年4月1日 以後、自動継続）
- 制度の特色

被害者への損害賠償のほか発生した費用も補償	お亡くなりになられた方の個人情報も補償	廃棄された個人情報の漏えいも対象	使用人等の犯罪行為による漏えいも補償
個人情報の漏えいの“おそれ”も対象	使用人等の個人情報が漏えいした場合の賠償責任も補償	団体割引の適用で個人加入よりも20%割安	銀行口座情報等の漏えいによる経済的損失も補償
	付帯業務を行っている施設も補償対象	マイナンバー等個人識別符号の漏えいも補償	

第三者への損害賠償に関する補償 偶然な事由により個人情報の漏えいが生じたこと、またはその恐れが生じたことに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。	法律上の損害賠償金	本人の精神的苦痛に対する慰謝料、情報の漏えいにより生じた第三者の経済的な損失に対する損害賠償金等
	弁護士費用等の争訟費用	弁護士着手金、成功報酬 ※損害保険ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です

ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 法律上の賠償責任を負担すべき個人情報の漏えいが生じた、またはその恐れが生じたことにより、ブランド価値のき損を縮減する（ブランドプロテクト）ための措置を実施する場合は、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うことを要件として、それらの措置に要する費用について保険金をお支払いします。	ブランドプロテクト費用	謝罪会見・広告・文書費用	謝罪会見の実施、謝罪広告の作成、謝罪文書の作成、本人または家族への送付等に要した費用
		クレーム対応費用	損害賠償請求、漏えいした個人情報に関する開示請求、利用停止請求等を受理するために要する費用
		見舞品購入費用	個人情報が漏えいされた本人に対する見舞品の購入費用。ただし、社会通念上、妥当な費用に限ります。
		コンサルティング費用	個人情報の漏えいの発生により各種の措置を行うために、有益な第三者のコンサルティング、類似の指導を受けるために要した費用

■保険金の支払いができない場合

- 故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為
- 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為
- 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為
- 違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為
- 身体の障害または精神的苦痛
- 財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難
- 加入者証記載の遡及日より前に行われた行為
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、洪水、高潮または津波
- 通常の業務の範囲でない行為
- 被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- 本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い
- 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱い
- サーバーに記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないこと
- 第三者へ個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者と個人データを共同して利用したことが個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- 第三者から個人データを提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- 個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
- 本人の求めに応じてその本人が識別される個人データの第三者への提供を停止しない、もしくは保有個人データの開示、訂正、追加、消去、利用の停止もしくは削除を行わない、またはそれらの措置が遅れたことにより加重された賠償責任

《保 険 料 表》

タイプ	保険金の種類と期間中てん補限度額（※1）		自己負担額（免責金額）		一時払 年間保険料 (団体割引20%適用)
	第三者への損害賠償に 関する補償 ○損害賠償保険金（※2） ○訴訟費用保険金（※3）	ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償 ○ブランドプロテクト費用 保険金（※4）	賠 償	ブランド プロテクト 費用	
P1	1,000万円	1事故 100万円	な し	1事故 10万円	11,200円
P2	3,000万円	1事故 300万円			17,600円
P3	5,000万円	1事故 500万円			21,600円
P4	1億円	1事故 1,000万円			28,800円
P5	2億円	1事故 2,000万円			36,800円
Q1	1,000万円	1事故 50万円	な し	1事故 10万円	10,400円
Q2	3,000万円	1事故 150万円			16,000円
Q3	5,000万円	1事故 250万円			20,000円
Q4	1億円	1事故 500万円			24,000円
Q5	2億円	1事故 1,000万円			30,400円

※1 「損害賠償保険金」「訴訟費用保険金」「ブランドプロテクト費用保険金」はすべてを合算して「第三者への損害賠償に関する補償」の保険金額を限度とします。

※2 企業情報が漏えいした場合の第三者への損害賠償に関する補償は1,000万円となります。（自己負担額5万円）

※3 精神的苦痛に対する損害賠償金については、1件の個人情報につきてん補限度額の5%を限度として保険金をお支払いします。

※4 ブランドプロテクト費用については、自己負担額1事故10万円、縮めてん補割合90%でのお支払いになります。企業情報の漏えいについてはお支払い対象外です。

福島県歯科医師会グループ保険

交通事故や不慮の災害による万一の場合を保障
手頃な保険料で高額な補償

- 加入資格
- 本人 健康で正常に勤務している満24歳6ヵ月超～満60歳6ヵ月以下の方。
(61歳～75歳は60歳以下で加入した場合の同額継続者が対象)
 - 配偶者 健康で正常に生活している満60歳6ヵ月以下の方。
 - 子ども ご本人が扶養するご子息、健康で正常に生活している満2歳6ヵ月超～満22歳6ヵ月以下の方。
(上記加入資格のあるご子息については全員加入していただきます。)

■加入 毎年12月1日から翌年11月30日までの1年間（以後は自動継続）

■制度の特色

手頃な保険料で 高額な補償	保険料は生命保険 控除の対象	剰余金が生じた場合 には配当金	医師の審査は不要	毎年保険金額を 見直せます。
------------------	-------------------	--------------------	----------	-------------------

■保険金・給付金の支払い対象

死亡保険金	死亡した場合
高度障がい保険金	傷害または疾病により高度障がい状態となった場合
災害保険金	①不慮の事故（傷害）により180日以内に死亡した場合 ②特定感染症を原因として、保険期間中に死亡した場合
障がい給付金 入院給付金	不慮の事故により、180日以内に身体障がいに該当、または入院をした場合 (ただし、入院給付金については、同一の不慮の事故について、通算120日を限度)

■保険金・給付金の支払いができない場合

- 告知義務違反
- 保険料の不払いによる契約失効
- 詐欺行為、または保険金・給付金の不法取得目的の行為による契約失効

死亡保険金	●加入以降、1年以内に自殺の場合 ●契約者、受取人の故意によって引き起こされた場合
高度障がい保険金	●契約者、被保険者、受取人の故意によって引き起こされた場合
災害保険金 障がい給付金 入院給付金	●受取人の故意、重大な過失によって引き起こされた場合（災害保険金） ●契約者、被保険者の故意によって引き起こされた場合 ●被保険者の犯罪行為、精神障がいまたは泥酔状態を原因とする事故、無免許運転中に生じた事故、酒気帯び運転を原因とする事故 ●地震、噴火、津波等の自然災害による場合

【配偶者・子どもについて】

- 配偶者・子どもだけの加入はできません。また、配偶者・子どもの保険金額は、本人の保険金額以下で配偶者は600万円限度、子どもは一律200万円が限度です。
- 本人が死亡または高度障がい状態になったときは保険金をお支払いし、配偶者・子どもは同時脱退となります。

【備考】

- 新規加入・増額は12月の他に年3回（3・6・9月）行っております。ただし、脱退・減額に関しては12月のみの受付となります。

引受保険会社 日本生命保険相互会社（60%）（事務幹事会社）
明治安田生命保険相互会社（20%）
メットライフ生命保険株式会社（20%）

《保障額と保険料》

対象	コース	疾病による死亡(高度障がい)についての保障額		不慮の事故による死亡・障がい・入院についての保障額		性別	月払保険料(概算)					
		死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	死亡保険金額 + 災害保険金額	障がい給付金額 障がい等級 1級~6級 ※1	入院給付金額 (5日以上入院のとき) 1日につき ※2		保険年齢					
							満16歳~35歳 S57.6.2生~ H13.12.1生	36歳~40歳 S52.6.2生~ S57.6.1生	41歳~45歳 S47.6.2生~ S52.6.1生	46歳~50歳 S42.6.2生~ S47.6.1生		
本人	A	4,000万円	4,500万円	500万円~ 50万円	7,500円	男性	6,770円	8,250円	10,370円	14,130円		
							女性	5,015円	6,815円	7,895円	9,975円	
	B	3,000万円	3,500万円					男性	5,270円	6,380円	7,970円	10,790円
								女性	3,935円	5,285円	6,095円	7,655円
	C	2,000万円	2,500万円					男性	3,770円	4,510円	5,570円	7,450円
								女性	2,855円	3,755円	4,295円	5,335円
	D	1,600万円	2,100万円					男性	3,170円	3,762円	4,610円	6,114円
						女性	2,423円	3,143円	3,575円	4,407円		
	E	1,200万円	1,700万円			男性	2,570円	3,014円	3,650円	4,778円		
						女性	1,991円	2,531円	2,855円	3,479円		
	F	1,000万円	1,500万円			男性	2,270円	2,640円	3,170円	4,110円		
					女性	1,775円	2,225円	2,495円	3,015円			
G	800万円	1,300万円			男性	1,970円	2,266円	2,690円	3,442円			
					女性	1,559円	1,919円	2,135円	2,551円			
配偶者	H	600万円	1,100万円			男性	1,670円	1,892円	2,210円	2,774円		
						女性	1,343円	1,613円	1,775円	2,087円		
	I	400万円	800万円	400万円~ 40万円	6,000円	男性	1,216円	1,364円	1,576円	1,952円		
						女性	988円	1,168円	1,276円	1,484円		
J	300万円	600万円	300万円~ 30万円	4,500円	男性	912円	1,023円	1,182円	1,464円			
					女性	741円	876円	957円	1,113円			
K	200万円	400万円	200万円~ 20万円	3,000円	男性	608円	682円	788円	976円			
					女性	494円	584円	638円	742円			
未成年	L	200万円	400万円	200万円~ 20万円	3,000円	保険年齢 3歳~22歳 (H7.6.2生~H27.6.1生)		月払保険料 (確定)	460円			

対象	コース	月払保険料(概算)									
		保険年齢									
		51歳~55歳 S37.6.2生~ S42.6.1生	56歳~60歳 S32.6.2生~ S37.6.1生	61歳~65歳 S27.6.2生~ S32.6.1生	66歳~70歳 S22.6.2生~ S27.6.1生	71歳 S21.6.2生~ S22.6.1生	72歳 S20.6.2生~ S21.6.1生	73歳 S19.6.2生~ S20.6.1生	74歳 S18.6.2生~ S19.6.1生	75歳 S17.6.2生~ S18.6.1生	
本人	A	20,010円	27,970円	39,850円	64,210円	85,330円	93,570円	102,650円	112,930円	124,770円	
		12,815円	15,175円	19,975円	29,375円	37,895円	41,815円	46,295円	51,495円	57,495円	
	B	15,200円	21,170円	30,080円	48,350円	64,190円	70,370円	77,180円	84,890円	93,770円	
		9,785円	11,555円	15,155円	22,205円	28,595円	31,535円	34,895円	38,795円	43,295円	
	C	10,390円	14,370円	20,310円	32,490円	43,050円	47,170円	51,710円	56,850円	62,770円	
		6,755円	7,935円	10,335円	15,035円	19,295円	21,255円	23,495円	26,095円	29,095円	
	D	8,466円	11,650円	16,402円	26,146円	34,594円	37,890円	41,522円	45,634円	50,370円	
		5,543円	6,487円	8,407円	12,167円	15,575円	17,143円	18,935円	21,015円	23,415円	
	E	6,542円	8,930円	12,494円	19,802円	26,138円	28,610円	31,334円	34,418円	37,970円	
		4,331円	5,039円	6,479円	9,299円	11,855円	13,031円	14,375円	15,935円	17,735円	
	F	5,580円	7,570円	10,540円	16,630円	21,910円	23,970円	26,240円	28,810円	31,770円	
	3,725円	4,315円	5,515円	7,865円	9,995円	10,975円	12,095円	13,895円	14,895円		
G	4,618円	6,210円	8,586円	13,458円	17,682円	19,330円	21,146円	23,202円	25,570円		
	3,119円	3,591円	4,551円	6,431円	8,135円	8,919円	9,815円	10,855円	12,055円		
配偶者	H	3,656円	4,850円	6,632円	10,286円	13,454円	14,690円	16,052円	17,594円	19,370円	
		2,513円	2,867円	3,587円	4,997円	6,275円	6,863円	7,535円	8,315円	9,215円	
	I	2,540円	3,336円	4,524円	6,960円	9,072円	9,896円	10,804円	11,832円	13,016円	
		1,768円	2,004円	2,484円	3,424円	4,276円	4,668円	5,116円	5,636円	6,236円	
	J	1,905円	2,502円	3,393円	5,220円	6,804円	7,422円	8,103円	8,874円	9,762円	
	1,326円	1,503円	1,863円	2,568円	3,207円	3,501円	3,837円	4,227円	4,677円		
K	1,270円	1,668円	2,262円	3,480円	4,536円	4,948円	5,402円	5,916円	6,508円		
	884円	1,002円	1,242円	1,712円	2,138円	2,334円	2,558円	2,818円	3,118円		

- ※1 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。
不慮の事故により障がい等級1級となった場合は高度障がい保険金があわせて支払われます。
- ※2 ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年末満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。
(例：19歳7カ月の方の保険年齢は20歳となります。)
- 保険料は毎月所定の口座から振替えます。(振替日：別紙)
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成29年12月1日)から適用します。
追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。
保険料は直近更新日時時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は、事務局までご照会ください。
保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 《こども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。
- 記載の保険料は、確定保険料を含め、平成29年7月10日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 本人の加入最低年齢は、年齢24歳6カ月超です。

東北歯連ファミリー共済保険

東北歯連共済会グループ保険

		東北歯連ファミリー共済保険	東北歯連共済会グループ保険						
加入資格	会 員	60歳6ヵ月まで	70歳6ヵ月まで						
	配偶者	16歳6ヵ月～60歳6ヵ月	16歳6ヵ月～70歳6ヵ月						
	こども	2歳6ヵ月～22歳6ヵ月	2歳6ヵ月～22歳6ヵ月						
	従業員	加入資格なし	14歳6ヵ月～70歳6ヵ月						
保険期間		毎年4月1日～翌年3月31日（1年間）							
中途加入		両方とも可能 中途加入の場合は、 申込日（毎月15日締切）の翌月1日～3月31日まで							
自動更新		一旦加入されますと、更新時にたとえ病気であってもそのまま継続されます。							
死亡保障プラン （会員）		継続された場合、	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">70歳6ヵ月までの方</td> <td style="text-align: right;">4,000万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">70歳6ヵ月～75歳6ヵ月までの方</td> <td style="text-align: right;">1,000万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">75歳6ヵ月～80歳6ヵ月までの方</td> <td style="text-align: right;">500万円</td> </tr> </table> が限度となります。	70歳6ヵ月までの方	4,000万円	70歳6ヵ月～75歳6ヵ月までの方	1,000万円	75歳6ヵ月～80歳6ヵ月までの方	500万円
70歳6ヵ月までの方	4,000万円								
70歳6ヵ月～75歳6ヵ月までの方	1,000万円								
75歳6ヵ月～80歳6ヵ月までの方	500万円								
新・医療保障プラン （会員）		なし	入院給付金（1入院5,000円～15,000円）等の特約あり（P. 24参照）						
配当金		毎年収支計算を行ない、余剰金があれば、配当金が還元されます。							
保険料の払込		歯科医師会会費等差引口座から引落							

引受保険会社

東北歯連ファミリー共済保険

- ・ 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
..... 引受割合 60%
- ・ 日本生命保険相互会社 引受割合 20%
- ・ メットライフ生命保険株式会社 引受割合 20%

引受保険会社

東北歯連共済会グループ保険

- ・ メットライフ生命保険株式会社 〈事務幹事〉 引受割合 40%
 - ・ 日本生命保険株式会社 〈副 幹 事〉 引受割合 35%
 - ・ 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命株式会社 引受割合 25%
- * 上記引受割合は死亡保障プランのもので、
* 新・医療保障プランは100%メットライフアlico生命保険株式会
社の引受となります。

東北歯連共済会グループ保険

死亡保障プラン

■保障内容

保険金の種類	このようなときにお支払いします！	下記の金額をお支払いします！
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	本人：500～4,000万円 配偶者：500・1,000万円 子ども：300・400万円
高度障害保険金	責任開始日以後の傷害または疾病によって 保険期間中に高度障害状態になった場合	死亡保険金額と同額

- 死亡したときに死亡保険金を、責任開始日以後の傷害または疾病によって高度障害状態になったときに高度障害保険金をお支払いします。
- 高度障害状態とは【対象となる高度障害状態】のいずれかに該当した場合をいいます。
- 保障はいずれも保険期間中に発生し、上記支払要件を満たしたものに限りです。

■加入可能年齢

死亡または 高度障害状態の場合 (死亡保険金・高度障害保険金)	配偶者		本人				子ども	
	500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 万円	300 万円	400 万円
加入可能年齢 71歳から80歳の方は 更新のみのお 取扱いです。	本人（15歳～70歳）・配偶者（16歳～70歳）新規加入・継続加入						3歳～22歳のお子様	
	71歳～75歳 継続のみ							
	76歳～80歳 継続のみ							

■加入プランと月額保険料

*2014年度より66歳～70歳の会員の方も4,000万円まで新規加入ができるようになりました。
また、70歳まで4,000万円を上限に継続、増額ができるようになりました。

●新規加入・継続加入

性別 年齢	保険金 500万円 1,000万円 1,500万円 2,000万円 3,000万円 4,000万円	配偶者		本人				子ども	
		死亡保険金額・高度障害保険金額						死亡保険金額・高度障害保険金額	
		500 万円	1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円	3,000 万円	4,000 万円	300 万円	400 万円
男性	15歳～35歳	540円	1,080円	1,620円	2,160円	3,240円	4,320円	3歳 ～ 22歳	3歳 ～ 22歳
	36歳～40歳	725円	1,450円	2,175円	2,900円	4,350円	5,800円		
	41歳～45歳	990円	1,980円	2,970円	3,960円	5,940円	7,920円		
	46歳～50歳	1,460円	2,920円	4,380円	5,840円	8,760円	11,680円		
	51歳～55歳	2,195円	4,390円	6,585円	8,780円	13,170円	17,560円		
	56歳～60歳	3,190円	6,380円	9,570円	12,760円	19,140円	25,520円		
	61歳～65歳	4,675円	9,350円	14,025円	18,700円	28,050円	37,400円		
66歳～70歳	7,720円	15,440円	23,160円	30,880円	46,320円	61,760円			
女性	15歳～35歳	330円	660円	990円	1,320円	1,980円	2,640円	1人 につき 240円	1人 につき 320円
	36歳～40歳	555円	1,110円	1,665円	2,220円	3,330円	4,440円		
	41歳～45歳	690円	1,380円	2,070円	2,760円	4,140円	5,520円		
	46歳～50歳	950円	1,900円	2,850円	3,800円	5,700円	7,600円		
	51歳～55歳	1,305円	2,610円	3,915円	5,220円	7,830円	10,440円		
	56歳～60歳	1,600円	3,200円	4,800円	6,400円	9,600円	12,800円		
	61歳～65歳	2,200円	4,400円	6,600円	8,800円	13,200円	17,600円		
66歳～70歳	3,375円	6,750円	10,125円	13,500円	20,250円	27,000円			

●継続のみ

性別 年齢	保険金 500万円 1,000万円	死亡保険金額・高度障害保険金額	
		500万円	1,000万円
男性	71歳	10,360円	20,720円
	72歳	11,390円	22,780円
	73歳	12,525円	25,050円
	74歳	13,810円	27,620円
	75歳	15,290円	30,580円
	76歳	16,985円	
	77歳	18,885円	
	78歳	20,960円	
女性	71歳	4,440円	8,880円
	72歳	4,930円	9,860円
	73歳	5,490円	10,980円
	74歳	6,140円	12,280円
	75歳	6,890円	13,780円
	76歳	7,745円	
	77歳	8,735円	
	78歳	9,875円	
79歳	11,180円		
80歳	12,685円		

保険料について

- 月額保険料は、年齢・性別により異なります。
- 年齢は2018年4月1日時点の保険年齢となります。保険年齢とは、2018年4月1日時点の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のは切り捨て、6カ月を超えるものは切り上げて1歳を加えます。(例) 50歳：49歳6カ月超～50歳6カ月以下
- 子どもの保険料は1人当たりの正規保険料です。
- 上記月額保険料は、総保険金額100億円以上500億円未満の場合の概算です。正規の保険料については募集終了後に算出し、初回より適用します。

新・医療保障プラン

注意! 医療保障プランに加入するためには、死亡保障プランに加入される必要があります。

■保障内容 (入院給付金日額10,000円の場合)

保険金・給付金の種類		このようなときにお支払いします。	下記の金額をお支払いします!
基本プラン	入院給付金	疾病入院給付金	病気で入院した場合 10,000円×入院日数 1入院のお支払い限度は120日です。
		災害入院給付金	ケガで入院した場合 10,000円×入院日数 1入院のお支払い限度は120日です。
	死亡保険金	死亡した場合	10万円
	手術給付金	所定の手術を受けた場合	10,000円の10・20・40倍 (手術の種類に応じて)



オプション	特定疾病診断給付金 ※こどもプランは対象外です。	悪性新生物診断給付金	ガン(上皮内ガン:悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除く)の場合 (加入日※前後を通じて初めてガンと診断確定された場合) ご加入日以後91日目から保障開始	50万円
		急性心筋梗塞診断給付金	急性心筋梗塞の場合 60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断された場合	50万円
		脳卒中診断給付金	脳卒中の場合 60日以上言語障害などの後遺症が継続したと診断された場合	50万円

◆悪性新生物診断給付金・急性心筋梗塞診断給付金・脳卒中診断給付金のお支払いは、特定疾病給付特約の保険期間(更新前後を通算します。)を通じて、それぞれ1回となります。

◆お支払いに関する詳細については「保険金・給付金のお支払いについて」をご覧ください。

※加入日は特定疾病給付特約に加入された最初の責任開始日をいいます。

■加入プランと月額保険料

1入院に対する支払い限度 120日型

保険料について 保険料は年齢により異なります。(男女同一です。)下記保険料は本人の被保険者数が500名以上699名以下の場合の概算です。正規の保険料については募集終了後に算出し、初回より適用します。年齢は2018年4月1日時点の保険年齢となります。保険年齢とは、2018年4月1日時点における満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下のときはこれを切り捨て、6カ月超のときはこれを切り上げて1歳を加えます。
(例)50歳:49歳6カ月超~50歳6カ月以下

本人・配偶者				こども	オプション
入院給付金日額	5,000円	10,000円	15,000円	3,000円	特定疾病診断給付金額※
死亡保険金額	10万円	10万円	10万円	10万円	50万円
手術給付金額	入院給付金日額の10・20・40倍(手術の種類に応じて)				月額保険料
年齢	月額保険料			3歳~22歳 1人につき 450円	50円
15歳~19歳	546円	1,061円	1,576円		50円
20歳~24歳	735円	1,440円	2,145円		120円
25歳~29歳	850円	1,670円	2,490円		215円
30歳~34歳	940円	1,850円	2,760円		310円
35歳~39歳	1,017円	2,002円	2,987円		465円
40歳~44歳	1,233円	2,428円	3,623円		700円
45歳~49歳	1,462円	2,877円	4,292円		980円
50歳~54歳	1,857円	3,652円	5,447円		1,260円
55歳~59歳	2,433円	4,773円	7,113円		1,760円
60歳~64歳	3,219円	6,294円	9,369円		2,520円
65歳~69歳	4,284円	8,344円	12,404円		3,480円
70歳	5,936円	11,501円	17,066円		3,480円
継続のみ	71歳~74歳	5,936円	11,501円		17,066円
	75歳~79歳	8,237円	15,842円	23,447円	5,330円
	80歳	11,634円	22,174円	32,714円	

※オプションにはこどもはご加入いただけません。
※オプションのみの加入はできません。基本プランとセットでお申込みください。

東北歯連ファミリー共済保険

《保障内容と保険料（月払）》

(保険料単位：円)

コース	本人							配偶者			子ども			
	Gコース	Fコース	Eコース	Dコース	Cコース	Bコース	Aコース	Jコース	Iコース	Hコース	Mコース	Lコース	Kコース	
保険金額	200万円	500万円	1000万円	1500万円	2000万円	3000万円	4000万円	200万円	500万円	1000万円	200万円	300万円	400万円	
15～35歳	男	216	540	1,080	1,620	2,160	3,240	4,320	216	540	1,080	160	240	320
	女	132	330	660	990	1,320	1,980	2,640	132	330	660			
36～40歳	男	290	725	1,450	2,175	2,900	4,350	5,800	290	725	1,450			
	女	222	555	1,110	1,665	2,220	3,330	4,440	222	555	1,110			
41～45歳	男	396	990	1,980	2,970	3,960	5,940	7,920	396	990	1,980			
	女	276	690	1,380	2,070	2,760	4,140	5,520	276	690	1,380			
46～50歳	男	584	1,460	2,920	4,380	5,840	8,760	11,680	584	1,460	2,920			
	女	380	950	1,900	2,850	3,800	5,700	7,600	380	950	1,900			
51～55歳	男	878	2,195	4,390	6,585	8,780	13,170	17,560	878	2,195	4,390			
	女	522	1,305	2,610	3,915	5,220	7,830	10,440	522	1,305	2,610			
56～60歳	男	1,276	3,190	6,380	9,570	12,760	19,140	25,520	1,276	3,190	6,380			
	女	640	1,600	3,200	4,800	6,400	9,600	12,800	640	1,600	3,200			

●子どもの保険年齢は3～22歳が対象となります。

<これ以降継続加入者のみ>

61～65歳	男	1,870	4,675	9,350	14,025	18,700	28,050	37,400	1,870	4,675	9,350			
	女	880	2,200	4,400	6,600	8,800	13,200	17,600	880	2,200	4,400			
66～70歳	男	3,088	7,720	15,440	23,160	30,880	46,320	61,760	3,088	7,720	15,440			
	女	1,350	3,375	6,750	10,125	13,500	20,250	27,000	1,350	3,375	6,750			
71歳	男	4,144	10,360	20,720					4,144	10,360	20,720			
	女	1,776	4,440	8,880					1,776	4,440	8,880			
72歳	男	4,556	11,390	22,780					4,556	11,390	22,780			
	女	1,972	4,930	9,860					1,972	4,930	9,860			
73歳	男	5,010	12,525	25,050					5,010	12,525	25,050			
	女	2,196	5,490	10,980					2,196	5,490	10,980			
74歳	男	5,524	13,810	27,620					5,524	13,810	27,620			
	女	2,456	6,140	12,280					2,456	6,140	12,280			
75歳	男	6,116	15,290	30,580					6,116	15,290	30,580			
	女	2,756	6,890	13,780					2,756	6,890	13,780			
76歳	男	6,794	16,985						6,794	16,985				
	女	3,098	7,745						3,098	7,745				
77歳	男	7,554	18,885						7,554	18,885				
	女	3,494	8,735						3,494	8,735				
78歳	男	8,384	20,960						8,384	20,960				
	女	3,950	9,875						3,950	9,875				
79歳	男	9,340	23,350						9,340	23,350				
	女	4,472	11,180						4,472	11,180				
80歳	男	10,418	26,045						10,418	26,045				
	女	5,074	12,685						5,074	12,685				

継続加入者のみ

- 保険料について
 - 保険料は保険年齢により異なります。
 - 保険年齢は更新日(平成30年4月1日)時点の年齢で計算し、6カ月以下は切り捨て、6カ月を超える場合は1歳増しになります。
 - 保険料は総保険金額が100億円以上500億円未満の場合のもので、また上記は概算保険料であり、正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は初回にさかのぼり、精算いたします。
- 保険内容について
 - 保障はいずれも保険期間中に発生したものに限り、死亡したときに死亡保険金を、加入日以後の傷害または疾病により高度障害になったとき、高度障害保険金をお支払いいたします。
 - 高度障害とは【別表】のいずれかに該当した場合をいいます。

小規模企業共済制度

生活の安定や事業の再建を図るための事業主の退職金制度

■加入資格 常時使用する従業員が20人以下の個人事業主、共同経営者

- 加入手続先
- 金融機関の本支店
 - 商工会議所
 - 商工会連合会・市町村商工会
 - 中小企業団体中央会・中小企業組合
 - 青色申告会

■制度の特色

全国で約120万人の経営者が加入 (国が全額出資の独立行政法人が運営)	掛金は課税対象所得から全額控除
共済金の受取り ※ 一括・分割(10年・15年)・併用の選択が可能	共済金の所得 退職所得または公的年金等の雑所得扱い
各種貸付制度も充実(担保・保証人不要) 一般貸付・傷病災害時貸付・創業転業時貸付・新規事業展開等貸付 ・福祉対応貸付・緊急経営安定貸付	

※ 分割受取りができるのは、共済金が300万円(併用の方は330万円)以上で、共済事由が生じた時点で満60歳以上の方です。受取時期は2月、5月、8月、11月の年4回です。

■掛 金 月額 1,000円～70,000円(500円単位)
(増額・減額ができますが、減額には一定の要件が必要です。)

■共済金等の受取り(個人事業主)

共済金等の種類	請 求 事 由
共 済 金 A	●個人事業を廃業した場合(※1)(※2) ●共済契約の方が亡くなられた場合
共 済 金 B	●老齢給付(65歳以上で180か月以上掛金を払い込んだ方)
準 共 済 金	●個人事業を法人成りした結果、加入資格がなくなったため、解約をした場合(※3)
解約手当金	●任意解約 ●機構解約(掛金を12か月以上滞納した場合) ●個人事業を法人成りした結果、加入資格はなくならなかったが、解約をした場合(※3)

※1 複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件です。

※2 平成28年3月以前に、配偶者または子へ事業の全部を譲渡したときは、「準共済金」です。

※3 平成22年12月以前に加入した個人事業主が、金銭出資により法人成りをしたときは、「共済金A」となります。

掛金月額が10,000円の場合 例えば、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。 掛金納付月数が、 <u>240ヵ月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。</u>
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

- ※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。
 ※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。
 ※3 解約手当金の税法上の取扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、および法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。

共済金の分割受取り額

共済金の額 (分割対象額)	10年分割受取りの場合		15年分割受取りの場合	
	2か月ごとに (月額換算では)	受取総額	2か月ごとに (月額換算では)	受取総額
3,000,000円	52,500円 (26,250円)	3,150,000円	36,000円 (18,000円)	3,240,000円
5,000,000円	87,500円 (43,750円)	5,250,000円	60,000円 (30,000円)	5,400,000円
10,000,000円	175,000円 (87,500円)	10,500,000円	120,000円 (60,000円)	10,800,000円
15,000,000円	262,500円 (131,250円)	15,750,000円	180,000円 (90,000円)	16,200,000円
30,000,000円	525,000円 (262,500円)	31,500,000円	360,000円 (180,000円)	32,400,000円

- ※1 上記の共済金の全部または一部を分割してお受け取りいただく場合の1回あたりの分割共済金の額は、共済金の額に10年分割の場合は0.0175、15年分割の場合は0.0120の分割支給率を乗じて算定しております。
 ※2 分割共済金の受取時点で定められた分割支給率は、受取期間中変わりません。

掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される 所得金額	加入前の税額		加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 5万円	掛金月額 7万円
200万円	104,600円	205,000円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	380,300円	405,000円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円
600万円	788,700円	605,000円	36,500円	109,500円	182,500円	255,600円
800万円	1,229,200円	805,000円	40,100円	120,500円	200,900円	281,200円
1,000万円	1,801,000円	1,005,000円	52,400円	157,300円	262,200円	367,000円

- ※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。
 ※2 税額は平成28年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。
 住民税均等割については、5,000円としています。
 ※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。
 (<http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/index.html>)

従業員退職金共済制度

従業員の退職金の準備を計画的に

- 加入資格 本会会員の医療機関に勤務する55歳以下の従業員
- 加入・増口 毎年4回（1・4・7・10月）
- 積立終了 満60歳
- 掛金 1口 1,000円（1人につき5口以上20口まで）
- 積立方法 会費差引口座から引き落とし
- 脱退 従業員が退職、または満60歳に達した場合
- 一時金受取 積立期間中に従業員が中途脱退した場合は「脱退一時金」、死亡した場合は「遺族一時金」を受け取れます。

■給付金試算（概算）

積立年数	5口 5,000円	10口 10,000円	20口 20,000円
1年	57,200円	114,400円	228,800円
2年	114,950円	229,900円	459,800円
3年	173,200円	346,400円	692,800円
4年	232,050円	464,100円	928,200円
5年	291,400円	582,800円	1,165,600円
10年	596,700円	1,193,400円	2,386,800円
15年	917,550円	1,835,100円	3,670,200円
20年	1,255,400円	2,510,800円	5,021,600円
25年	1,611,500円	3,223,000円	6,446,000円
30年	1,987,100円	3,974,200円	7,948,400円

- 長期のご加入を前提としているため、積立期間によっては、給付金額が払込掛金の合計金額を下回る場合があります。
- 記載の額は確定したものではありません。 予定利率年利1.25%（平成29年8月作成のパンフレットの条件に基づいて計算しています。）
- 積立金額には、配当金は含まれておりません。

引受保険会社 日本生命保険相互会社

リスクチェックシート

●保険・共済等の加入状況●

リスク	保険・共済名	○×
経営者 リスク	1. 県歯共済	
	2. みちのく共済	
	3. 日歯共済保険	
	4. 県歯グループ 保険	
	5. 東北歯連共済会 グループ保険	
	6. 東北歯連 ファミリー共済保険	
	7. 団体傷害保険	
	8. 積立傷害保険	
	9. 団体疾病医療保険	
	10. 団体がん保険	
	11. 所得補償保険	
	12. 従業員退職金 共済	
医療業務 リスク	13. 歯科医師賠償 責任保険	
	17. 個人情報漏洩保険	
	医療廃棄物 排出者責任保険	
	労災保険	
外的 リスク	火災保険	
	自動車保険	

●補償内容ごとの加入状況●

補償内容		県歯取り扱い	
病 気 ケ ガ	死 亡 高 度 障 害	病 気 1 2 3 4 5 6 ケ ガ 1 2 3 4 5 6 7 8	
	入 手 院 術	病 気 1 5* ¹ 9 10	
		ケ ガ 1 5* ¹ 7 8	
	通 院	病 気 1* ³ 9* ³	
		ケ ガ 7 8	
	退 院 後 通 院	病 気 1* ¹ 9 10	
		ケ ガ 1* ¹ 7 8	
	特 定 疾 病 診 断 一 時 金		1* ¹ 5 10
	先 進 医 療	病 気 1 9* ¹ 10* ²	
		ケ ガ 1 7* ² 8* ²	
休 業 補 償		11	
従 業 員 退 職 金		12	
賠 償 責 任	医 療 行 為 ・ 医 療 施 設	13	
	医 療 廃 棄 物		
	個 人 情 報 取 扱	17	
従 業 員 の 労 働 災 害	業 務 上 ・ 通 勤 途 上 の 事 故		
	針 刺 し 事 故	7* ¹	
災 害	建 物	3	
火 災	建 物		
	家 財		
自 動 車	対 人 賠 償		
	対 物 賠 償		
	車 両		
	人 身 傷 害 搭 乗 者 傷 害		

ご加入の保険・共済等に○×でチェックしてください。

県歯取り扱い欄：左の表を参考に番号に○をつけ、現在のご加入状況をご確認ください。

リスクチェックシート

●保険・共済等の加入状況●

リスク	保険・共済名	○×
病 気 ケ ガ のリスク	1. 県歯共済	
	2. みちのく共済	
	3. 日歯共済保険	
	4. 県歯グループ 保険	
	5. 東北歯連共済会 グループ保険	
	6. 東北歯連 ファミリー共済保険	
	7. 団体傷害保険	
	8. 積立傷害保険	
	9. 団体疾病医療 保険	
	10. 団体がん保険	
	11. 所得補償保険	
将 来 のリスク	14. 小規模企業 共済制度	
	15. 日歯年金保険	
	16. 歯科医師国民 年金基金	
災 害 事 故 のリスク	火 災 保 険	
	地 震 保 険	
	自 動 車 保 険	

●補償内容ごとの加入状況●

補償内容			県歯取り扱い						
病 気 ケ ガ	死 亡 高 度 障 害	病 気	1	2	3	4	5	6	
		ケ ガ	1	2	3	4	5	6	7
	入 院 術	病 気	1	5 ^{*1}	9	10			
		ケ ガ	1	5 ^{*1}	7	8			
	通 院	病 気	1 ^{*3}		9 ^{*3}				
		ケ ガ	7		8				
	退 院 後 通 院	病 気	1 ^{*1}	9	10				
		ケ ガ	1 ^{*1}	7	8				
	特定疾病診断一時金		1 ^{*1}	5	10				
	先 進 医 療	病 気	1	9 ^{*1}	10 ^{*2}				
		ケ ガ	1	7 ^{*2}	8 ^{*2}				
休 業 補 償			11						
退 職 金				14					
年 金			15	16					
災 害	建 物		3						
火 災	建 物								
	家 財								
地 震	建 物								
	家 財								
自 動 車	対 人 賠 償								
	対 物 賠 償								
	車 両								
	人 身 傷 害								
搭 乗 者 傷 害									

ご加入の保険・共済等に○×でチェックしてください

県歯取り扱い欄：左の表を参考に番号に○をつけ、現在のご加入状況をご確認ください。



公益社団法人 福島県歯科医師会